

(介 8)

平成 20 年 5 月 8 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三 上 裕 司

「「特別療養費の算定に関する留意事項について」の正誤について」通知の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省より発出された「特別療養費の算定に関する留意事項について」（老老発第 0410002 号 平 20. 4 .10 厚生労働省老健局老人保健課長通知）通知につきまして、今般、正誤通知が発出されました。

算定留意事項通知につきましては、先日、本会より「平成20年5月 介護療養型老人保健施設関連 法令・通知等」資料の送付について（介 6 号 平20. 4 .30付）」として送付した文書に添付の資料「平成 2 0 年 5 月介護療養型老人保健施設関連 法令・通知等」に含まれておりますので（P.177～195）本正誤通知と併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。

なお、「特別療養費の算定に関する留意事項について」通知につきましては、本会ホームページに掲載予定であります。修正した通知を掲載することを申し添えます。

敬具

記

添付資料

- ・「「特別療養費の算定に関する留意事項について」の正誤について」の送付について
（老老発第 0501003 号 平 20. 5 . 1 厚生労働省老健局老人保健課長通知）
- ・参考資料「平成 20 年 5 月 介護療養型老人保健施設関連 法令・通知等」資料の送付について（介 6 号 平 20. 4 .30 付）〔添書のみ〕

以上



老老発第 0501003 号
平成 20 年 5 月 1 日

社団法人日本医師会会長
唐澤 祥人 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



「特別療養費の算定に関する留意事項について」の正誤について
の送付について

標記につきましては、別添の通知を平成20年5月1日付けで各都道府県介護保険主管部（局）長宛て送付しましたので、お知らせいたします。

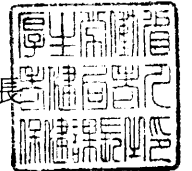
つきましては、通知の趣旨をご理解の上、引き続きご協力下さいますようお願い申し上げます。



老老発第 0501001 号
平成 20 年 5 月 1 日

各都道府県 介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



「特別療養費の算定に関する留意事項について」の正誤について

標記については、「特別療養費の算定に関する留意事項について」（平成 20 年
老老発第 0410002 号）を別紙のとおり修正するものであるので、その取扱いに
遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

特別療養費の算定に関する留意事項について（平成20年4月10日付け老老発第0410002号老健局老人保健課長通知）

2ページ		始めから22行目	入所後	当該施設入所前の医療 保険適用病床又は介護 保険適用病床における 入院後
------	--	----------	-----	---



(介6)

平成20年4月30日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
三上 裕司

「平成20年5月介護療養型老人保健施設関連 法令・通知等」資料の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、社会保障審議会介護給付費分科会等で検討されておりました、「介護療養型老人保健施設」につきまして、先般、関係省令・告示が公布され、それに伴い、関連通知等が厚生労働省より発出されました。本会においても関連通知類等入手いたしましたので送付いたします。

なお、当該法令・通知等につきましては、日本医師会ホームページ・メンバーズルーム内「介護保険」のコーナーに掲載予定であることを申し添えます。

敬具

添付資料

- ・「平成20年5月介護療養型老人保健施設関連 法令・通知等」 1部
- ・参考資料 「官報」 (平成20年4月10日号外第76号) 抜粋

(参考) 日本医師会ホームページ・メンバーズルーム内「介護保険・平成20年介護報酬等の改定に関する資料」

<http://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/20kaitei/>